

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は第6回 検査指摘事項調査の報告書を公表

2018年3月8日

本日、IFIAR は、6大グローバル監査法人ネットワークに加盟している監査法人に対して、IFIAR メンバー当局が個別に行った検査から得られた6回目の年次検査指摘事項調査の結果に係る報告書を公表した。IFIAR は、法人全体の品質管理システムに対して行われた検査、及び、個別監査業務に対する検査の2種類の活動に係る情報を収集した。2017年調査は、42のIFIAR メンバー当局から回答があった。

IFIAR メンバー当局は、2017年調査において、検査を受けた監査業務の40%に少なくとも1つの指摘があったと報告した。これに対して、2016年調査においては42%、この計数を捕捉した初めての調査（2014年調査）においては47%であった。

調査結果は、リスクベースの監査業務選定等の要因から、監査法人の品質管理向上の進捗を厳密に測定するものではなく、今後の進展を考える際の唯一の要素ともならない。監査品質の包括的な評価には、検査の過程で特定され、報告された監査不備の数字上の情報を超えた様々な要素に対する判断が必要となる。

しかし、高い指摘率は改善が必要であることを示している。この点に関して、2015年、IFIAR の国際監査品質作業部会（GAQWG）は、6大監査法人ネットワークに対し、IFIAR の年次検査指摘事項調査の中で報告される、不備の見つかった監査業務（少なくとも一つの指摘を受けたもの）を、当該作業部会のメンバー当局全体で2019年までに当初から25%以上、すなわち29%以下に削減するという目標を設定した。中間点にあたる2017年調査結果は、メンバー当局全体で30%の指摘率を示している。6大監査法人ネットワークと個別メンバーファームは、これらの地域で、監査不備に対処すべく数年かけて行動している。6大監査法人ネットワークは、2019年の目標以上にまで、指摘の全体的水準を維持、減少させる努力を継続すべく自らのコミットメントを表明している。

個別監査業務の検査から得られた指摘の数は、前回の調査と比較すると一般的に減少しているものの、全ての地域で進捗があるわけではなく、その割合も同じではない。その上、法人全体の品質管理システムの検査から得られた指摘は、何らかの傾向を示しているわけではない。この結果は、グローバルネットワークが品質管理システムを向上させ、高品質な監査の世界中で一貫した実施を促すべく、努力を続ける必要があるとするIFIAR の見解を支持するものである。

検査指摘事項調査

IFIAR の年次検査指摘事項調査は、システム上重要な金融機関（SIFIs）を含む上場企業の監査、及び、監査法人の品質管理システムについて、IFIAR メンバー当局から提出された主要な検査結果をまとめたものである。検査指摘事項は、監査法人が監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手していなかったことを示す、監査手続上の不備である。しかし、このことは当該財務諸表にも重要な虚偽表示があることを示唆するものでは必ずしもない。

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に組織され、現在では、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの52か国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。公益に資するとともに投資家の保護を強化するため、IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動について協調や一貫性を促す。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報は、IFIAR ウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。